

税制改正要望の解説

国税を中心に

檜垣会計事務所 公認会計士・税理士 檜垣孝司

はじめに

- ▶ 今年も8月に各省庁から平成28年度税制改正に係る改正要望事項が公表されました。
- ▶ 今回は各改正要望事項のうち、重要な国税に絞って内容を紹介します。
- ▶ 以下の内容は、あくまでも各省庁からの改正要望であります。したがって、正式に改正されたわけではありませんし、平成28年度分の税制改正大綱に謳われることを保証するものでもありません。

所得稅

1 . 所得税

▶ 金融証券税制

金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農水省・経産省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【要望事項】

投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

1 . 所得税

▶ 個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設

(改正要望事項)

個人が自ら取り組む健康増進・疾病予防のための取組に要する費用に対する所得控除制度の創設。

(具体的な内容)

がん検診、特定健診、予防接種、人間ドック等に要する費用の自己負担額が年間10,000円以上かかった世帯に対して、最大100,000円までを所得控除の対象とする。

これまで人間ドック等の費用は異常が発見されない限り医療費控除の対象にもならず、完全に自己負担となっていました。

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

(所得税、個人住民税)

1. 背景

- ・ 医療需要の増大をできる限り抑えつつ、「国民の健康寿命が延伸する社会」を実現するためには、国民自らが自己の健康管理を進めるセルフメディケーションを推進することが重要。
- ・ 日本再興戦略（平成25年6月14日）では、薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進が盛り込まれており、いわゆる社会保障改革プログラム法でも、個人の健康管理等の自助努力が喚起される仕組みの検討を行うこととされている。
- ・ さらに、本年6月に閣議決定された**経済財政運営と改革の基本方針2015**では、「**個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーションを推進する**」とされている。
- ・ 一方、現行の医療費控除制度は自己負担額が10万円を超えない場合には対象とならないため、要指導医薬品及び一般用医薬品を用いてセルフメディケーションに取り組んでも、医療費控除の対象外となる場合がある。

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

<検討事項>

医療費控除については、医療費の増大や医療・医薬品を取り巻く環境変化、当該控除に係る執行面の実情等を踏まえ、公正な課税を確保するとともに、セルフメディケーション（自己治療）の推進により医療費を削減する観点から、医療保険制度における実効性ある枠組みの構築とあわせ、そのあり方を総合的に検討する。

3. 要望内容

- セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品の購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。
 - 具体的には、**要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その費用から1万円を差し引いた金額について最大10万円までを所得控除の対象とする。**
- (※) この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可。（両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択する。）

1. 所得税

▶ 特定支出控除の範囲拡大

(特定支出控除とは)

給与所得者が支払った「特定支出」が一定の金額を超えた場合に、その超える部分の金額を給与収入から控除する制度。

(給与所得の算定式)

$$\text{収入金額} - \text{給与所得控除額} - \begin{matrix} \text{特定支出の額の合計額のうち給与所得} \\ \text{控除額の2分の1を超える部分の金額} \end{matrix} = \text{給与所得の額}$$

(特定支出の範囲)・・・事業主が補填する部分の金額を除く

通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)で事業主により証明がなされたもの。

(改正要望事項)

ベビーシッター等子育て支援に要する費用を特定支出の範囲に追加する。

子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 (所得税、個人住民税)

1. 現状

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点から重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

2. 平成27年度与党税制改正大綱（平成26年12月30日）（抄）

- (3) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直し
わが国においては、少子高齢化の進展・人口減少、働き方の多様化や所得格差の拡大等の社会・経済の構造変化が著しい。若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境を整備することが極めて重要な課題となっており、税制のみならず関連する諸制度を総合的に検討すべきである。その際、社会の基本は「自助」にあることを踏まえ、家族の助け合いの役割も正しく評価する必要がある。これらを踏まえ、個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

3. 要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、**ベビーシッター等の子育て支援に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。**

1. 所得税

▶ 生命保険料控除の控除枠拡大

(これまで)

(新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合)

支払った保険料等の金額	控除額
20,000円以下の場合	支払った保険料等の額
20,001円～40,000円の場合	支払った保険料等×1/2+10,000円
40,001円～80,000円の場合	支払った保険料等×1/4+20,000円
80,001円以上の場合	40,000円

(改正要望事項)

生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最大限度額を5万円とすること。
また、保険料控除の合計摘要限度額を15万円とすること。

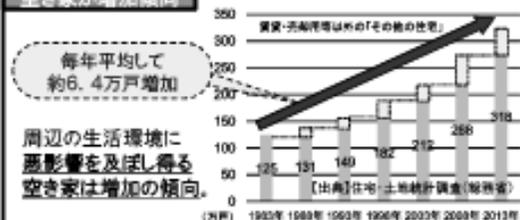
1. 所得税

空き家の発生を抑制するための特例措置の創設(所得税)

空き家の発生を抑制する観点から、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続した場合における①耐震リフォーム又は②除却を促すため、所得税の税額控除制度を創設する。

施策の背景

空き家が増加傾向



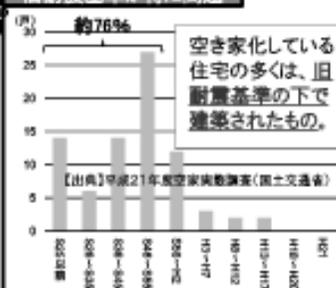
空き家対策の位置付け

- 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年11月成立)
 - ・地域住民の生活環境の保全、空家等の活用の促進のため、空家等に関する施策を総合的・計画的に推進(第1条)
 - ・空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努める(第3条)
 - ・空家等対策の適切かつ円滑な実施のため、必要な財政上の措置及び規制上の措置を講ずる(第15条)
- 骨太の方針2015(平成27年8月30日閣議決定)
 - 「空家等の適切な管理・利活用を推進する」

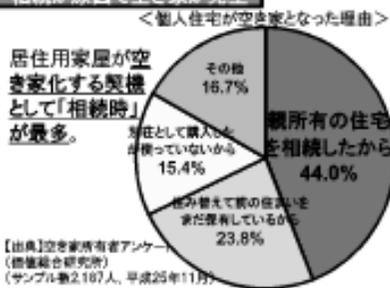
住宅政策上の重要課題

空き家の発生抑制を含め、適切な管理・利活用を推進し、地域の適正な居住環境を確保していくことは、住宅政策の重要な政策課題。

旧耐震基準が特に問題



相続が原因で空き家が発生



大きなコスト(必要経費)負担

空き家の耐震改修や除却には、概ね150万円～250万円の費用がかかる。(国土交通省調べ)

(長期間人が住んでいない空き家)

支援に当たっての考え方

旧耐震基準住宅を相続した相続人は、空家法でも前提とされている空き家の所有者責任を果たす観点から、自らの意思にかかわらず、不可避的に、空き家の管理コスト(経費)を負担する必要性に迫られる。

空き家の所有者が行う耐震リフォーム・除却に要する経費の支援を通じて、空き家の発生を抑制

要望の概要

平成28年4月1日から一定期間内に、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋を相続し、相続後一定期間内に①耐震リフォーム又は②除却を行った場合、標準工事費(上限250万円)の10%を所得税額から控除する制度を創設する。

※ 被相続人のみが居住しており、相続後、空き家となった場合に限る

1. 所得税

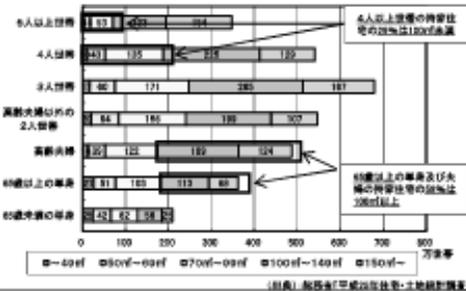
居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置の適用期限を2年延長する。

施策の背景

居住のミスマッチ

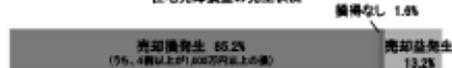
世帯人数の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



住宅売却損益の発生状況

居住用財産の譲渡のうち、約85%において売却損が発生しており、住替えの支障となっている。また、譲渡益が発生する場合にも、多額の税負担が発生する。

住宅売却損益の発生状況



要望の概要

譲渡損に係る繰越控除・譲渡益に係る課税の繰延べ

居住用財産の譲渡に当たり、譲渡損又は譲渡益が生じた場合に、それぞれ税制上の特例措置を講ずる。

【譲渡損が生じた場合】

- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
 - 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ・居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
 - 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【譲渡益が生じた場合】

- ・居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
 - 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合には、譲渡がなかったものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合には、その差額分について譲渡があったものとして課税

適用期限(平成27年12月31日)を2年延長

政策目標: 多様なライフステージに応じた円滑な住替えの実現